証券コード 8739

第32回
定時株主総会
招集ご通知

日 時

2021年6月8日(火曜日)
午前10時(受付開始：午前9時)

場 所

東京都品川区北品川四丁目7番36号
東京マリオットホテル
地下1階「ボールルーム ノース」
(末尾の株主総会会場 ご案内図をご参照ください。)

決議事項

第1号議案　剰余金の処分の件
第2号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名選任の件

スパークス・グループ株式会社



代表取締役社長
阿部 修平

スパークスの収益のハイブリッドモデルが機能し増収増益を達成

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

先ず、新型コロナウイルス感染症に罹患された皆様、及び関係者の皆様に、謹んでお見舞い申し上げます。また、世界中の医療従事者の方々、我々の生活を支えていただいているエッセンシャルワーカーの方々、そして、それを支えるご家族の皆様に心から感謝申し上げます。

このような未曽有の事態のなかスパークスは、引き続き安定して高い運用実績を維持するとともに、費用面についてもこれまで以上にコントロールを行い、安定的に稼ぐ力を着実に前進させております。グループ運用資産残高（AUM）は前期末比36.7%増加し、基礎収益を着実に高い水準で維持したうえで、成功報酬が増加したことにより、弊社グループ特有の残高報酬と成功報酬によるハイブリッド型収益モデルの利点が活き、増収増益を達成できたと考えております。

2022年３月期（今期）も、増収増益を目指します。AUMを2026年までの５年間で従来の高いパフォーマンスを維持しながら、前期末の２倍の３兆円に増加させることを当面の目標といたします。これまで作り上げてきた投資会社としてのハイブリッド型収益モデルは、スパークスの厚い人財力、投資力の２本柱を軸にさらに成長させる所存です。また、AUMのさらなる成長を目指しながらスパークスのファンドビジネスを強化するため、DXの利用を前提に、成長領域であるエネルギー、医療・介護、金融、量子コンピュータなどの領域へさらに積極的に種を撒いて大きく育てていきたいと思います。

「世界で最も信頼尊敬されるインベストメントカンパニーになる」という創業当初の志を持ちながら、投資家の皆様に支持される会社であり続けられるよう努力精進してまいります。

株主の皆様には、今後も一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

株主各位

証券コード 8739
2021年5月19日

東京都港区港南一丁目2番70号
品川シーズンテラス
スパークス・グループ株式会社
代表取締役社長 **阿部　修平**

第32回 定時株主総会招集のご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社第32回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染防止の観点から、会場は大幅に座席数を減らしております。当日のご出席はお控えいただくことをご検討くださいますようお願い申し上げます。席数を超える来場者がいらっしゃった場合、入場制限を行わせていただくことがございますので、予めご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。

当日ご出席に代えて、2021年6月7日（月曜日）午後5時30分までに以下のいずれかの方法によって議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。また、接触感染リスク低減のため、本株主総会へのご出席は極力お控えいただき、議決権の行使につきましては書面又はインターネット等によって行っていただくことを強く推奨申し上げます。

[書面（郵送）による議決権の行使]

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、上記行使期限までに到着するようご返送ください。

[インターネット等による議決権の行使]

議決権行使ウェブサイト（https://www.web54.net）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って、上記行使期限までに、議案に対する賛否をご入力ください。

なお、インターネット等による議決権行使に際しては、「インターネット等による議決権行使のご案内」（6頁から7頁まで）をご確認くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

1 日　　時	2021年６月８日（火曜日）午前10時（受付開始：午前９時）
2 場　　所	東京都品川区北品川四丁目７番36号 **東京マリオットホテル　地下１階「ボールルーム　ノース」** ※詳細については、末尾の株主総会会場 ご案内図をご参照ください。
3 目的事項	**報告事項**　１．第32期（2020年４月１日から2021年３月31日まで）事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 ２．第32期（2020年４月１日から2021年３月31日まで）計算書類の内容報告の件 **決議事項**　第１号議案　剰余金の処分の件 第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名選任の件
4 議決権の行使等についてのご案内	５頁に記載の【議決権の行使についてのご案内】をご参照ください。

以　上

- 当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方１名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- 株主様の個人情報を保護するための「個人情報保護シール」を同封いたしましたので、議決権行使書のご返送の際にご使用ください。
- 本招集ご通知に添付すべき書類のうち、以下のものにつきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、記載しておりません。従って、監査等委員会が監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類、また会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類は、それぞれ本招集ご通知の添付書類に記載したものの他、当社ウェブサイトに掲載した以下のものを含んでおります。
  １．事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
  ２．連結計算書類の「連結注記表」
  ３．計算書類の「個別注記表」
- 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類等に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきますのでご了承ください。

当社ウェブサイト（https://www.sparx.jp）

＜株主様へのお願い及び当日の感染防止策等について＞

・接触感染リスク低減のため、本定時株主総会へのご出席は極力お控えいただき、議決権の行使につきましては書面又はインターネット等によって行っていただくことを強く推奨申し上げます。（招集ご通知５～７頁をご参照ください。）
・発熱や咳等の症状のある方、新型コロナウイルス感染が疑われる方はご来場をお控えください。これらに該当する方は、感染拡大防止のため、ご入場をお断りすることがございます。
・万一、ご出席される株主様におかれましては、マスクの着用及び消毒液の使用に、ご協力をお願いいたします。マスクをご着用いただけない場合は、ご入場をお断りすることがございます。
・席数を超える来場者がいらっしゃった場合、入場制限を行わせていただくことがございます。
・運営スタッフは、事前に体調を確認のうえ、マスクを着用して対応させていただきますので、ご理解くださいますようお願い申し上げます。
・会場には消毒液を設置させていただきます。
・株主総会終了後、例年開催しておりました当社グループの事業に関する説明会は中止とさせていただきます。
・当社グループ投資信託の紹介等の展示コーナーは、設けません。
・本定時株主総会ご出席株主様へのお土産及びお飲み物の提供は取り止めさせていただきます。
・本定時株主総会の運営に変更が生じた場合は、以下の当社ウェブサイトに掲載いたしますので、ご出席の際はご確認ください。（https://www.sparx.jp）

議決権の行使についてのご案内

議決権は、以下の３つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を**会場受付にご提出**ください。（ご捺印は不要です。）

日時 **2021年6月8日（火曜日）午前10時（受付開始：午前９時）**

場所 **東京マリオットホテル 地下１階 「ボールルーム ノース」**
（末尾の「株主総会会場 ご案内図」をご参照ください。）

書面（郵送）で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 **2021年6月7日（月曜日）午後５時30分到着分まで**

インターネットで議決権を行使される場合



パソコン等から議決権行使ウェブサイト（https://www.web54.net）にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。なお、スマートフォンをご利用の方は、議決権行使書用紙に記載されたQRコードを読み取りいただくことでも議決権行使が可能です。

行使期限 **2021年6月7日（月曜日）午後５時30分入力分まで**

① 株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使ウェブサイト上で「パスワード」の変更をお願いすることとなりますのでご了承ください。

② 株主総会の招集の都度、新しい「議決権行使コード」及び「パスワード」をご通知いたします。

③ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は株主様のご負担となります。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

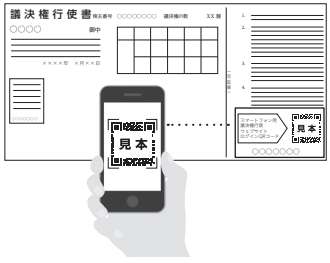

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

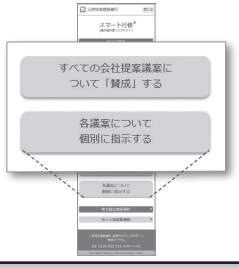

「スマート行使」での議決権行使は１回に限り可能です。
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移出来ます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト　**https://www.web54.net**

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

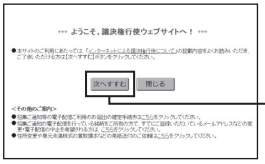

「次へすすむ」をクリック

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。

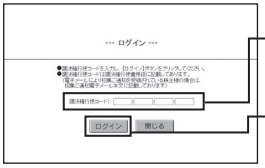

「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：**0120－652－031**（フリーダイヤル）
（受付時間　午前9時～午後9時）

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

なお、インターネット等により議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますようお願い申し上げます。

1．議決権行使のお取り扱いについて

■インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

■インターネット等による議決権行使は、2021年６月７日（月曜日）の午後５時30分までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。

■書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットによって複数回数、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

■議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は株主様のご負担となります。

2．パスワード及び議決権行使コードのお取り扱いについて

■パスワードは、投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取り扱いください。

■パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

■議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コード及びパスワードは、本総会に限り有効です。

3．パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

■本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート　専用ダイヤル

[電話] ０１２０（６５２）０３１（受付時間　午前９時～午後９時）

■その他のご照会は、以下のお問い合わせ先にお願いいたします。

（1）証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてにお問い合わせください。

（2）証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）

三井住友信託銀行　証券代行部

[電話] ０１２０（７８２）０３１（受付時間　土日休日を除く　午前９時～午後５時）

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るとともに、株主の皆様に利益を還元していくことを重要な経営課題の一つとして位置づけております。株主還元につきましては、中長期的な視点に立ち、安定性・継続性に配慮しつつ、業績動向、財務状況及び還元性向等の他、実施時期や実施方法等を総合的に勘案して行う方針であります。

この方針の下、当期の期末配当につきましては、引き続き安定した財務状況にあること、基礎収益（※）が安定的に増加していること等から、前期の普通配当１株につき９円に２円を加えた、１株につき11円の普通配当を実施するものであります。

配当財産の種類	金銭
配当財産の割当てに関する事項及びその総額	当社普通株式１株につき金 **11円**（前期普通配当実績より２円増配） 配当総額 **2,231,242,090円**
剰余金の配当が効力を生じる日	2021年６月９日

（※）「基礎収益」とは事業の持続的かつ安定的な基盤となる収益力を示す経営指標であり、その算定方法は以下のとおりです。

基礎収益＝残高報酬（手数料控除後）－経常的経費

「経常的経費」とは①支払手数料全額、②実績賞与等（賞与引当金繰入、賞与に係る法定福利費及びESOP費用を含む）、③役職員に対する退職金等の一時的支払の合計を、営業費用・一般管理費の合計から控除した費用の合計を指しています。

計算書類上の「営業利益」には一時的・追加的に発生する成功報酬が含まれておりますが、成功報酬は株式市場の動向や実物資産投資の事業進捗状況などによって大きく変動するため、事業の持続的かつ安定的な基盤となる収益力を表す「基礎収益」を、最も重要な経営指標の一つと考えております。

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（３名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

【参考】候補者一覧

候補者番号	氏名	当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	
1	阿部修平（あべしゅうへい）	代表取締役社長　グループCEO スパークス・アセット・マネジメント株式会社 代表取締役社長　CEO	再任
2	深見正敏（ふかみまさとし）	代表取締役副社長　グループCOO スパークス・アセット・マネジメント株式会社 代表取締役副社長 スパークス・グリーンエナジー＆テクノロジー株式会社 取締役 スパークス・アセット・トラスト＆マネジメント株式会社 取締役会長	再任
3	藤村忠弘（ふじむらただひろ）	代表取締役専務　グループCIO スパークス・アセット・マネジメント株式会社 代表取締役専務 CIO シニア・ファンド・マネージャー SPARX Asia Investment Advisors Limited Director	再任

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の普通株式数
1 **再任**	あべ　しゅうへい **阿部　修平** （1954年５月10日） 当社における 取締役会への出席状況 17回中17回出席 在任32年	1981年４月　株式会社野村総合研究所入所 1982年４月　野村證券株式会社へ転籍 1985年４月　アベ・キャピタル・リサーチ設立代表取締役就任 1989年６月　当社代表取締役社長就任（現任） 2005年２月　Cosmo Asset Management Co., Ltd.（現 SPARX Asset Management Korea Co., Ltd.） Director就任 2006年10月　スパークス・アセット・マネジメント株式会社代表取締役社長就任 2008年12月　同社代表取締役会長就任 2009年６月　当社グループCIO就任 2010年４月　スパークス・アセット・マネジメント株式会社CEO就任（現任） 2011年４月　同社代表取締役社長就任（現任） 当社グループCEO就任（現任） 2013年２月　Cosmo Asset Management Co., Ltd.（現 SPARX Asset Management Korea Co., Ltd.） Director就任 社内取締役候補者とした理由 当社を設立して以来、32年にわたり当社グループを指揮し、独立系の投資運用会社として確固とした地位を築くとともに、当社グループを成長させてきました。当社グループの更なる成長のために、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。	82,638,600株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の普通株式数
2 再任	深見（ふかみ）　正敏（まさとし） （1961年９月27日） 当社における 取締役会への出席状況 17回中17回出席 在任7年	1984年４月　野村證券株式会社入社 1997年11月　スパークス投資顧問株式会社（現 スパークス・グループ株式会社）入社 1998年５月　スパークス証券株式会社へ転籍 2002年６月　同社代表取締役就任 スパークス・アセット・マネジメント投信株式会社（現 スパークス・グループ株式会社）取締役（非常勤）就任 2006年10月　当社執行役員就任 2007年６月　当社常務取締役就任 2008年４月　スパークス・アセット・マネジメント株式会社取締役就任 2008年10月　当社取締役就任 2009年２月　スパークス証券株式会社代表取締役社長就任 2010年７月　スパークス・アセット・マネジメント株式会社取締役就任 2012年８月　スパークス・グリーンエナジー＆テクノロジー株式会社代表取締役就任 2014年２月　スパークス・アセット・マネジメント株式会社代表取締役就任 2014年４月　スパークス・アセット・トラスト＆マネジメント株式会社代表取締役社長就任 2014年５月　当社取締役就任 2015年12月　スパークス・アセット・マネジメント株式会社代表取締役常務執行役員就任 2016年１月　当社グループ執行役員就任 スパークス・アセット・トラスト＆マネジメント株式会社取締役会長就任（現任） 2016年５月　SPARX Asset Management Korea Co., Ltd. Director就任 2017年４月　スパークス・グリーンエナジー＆テクノロジー株式会社取締役会長就任 2017年６月　当社代表取締役就任 2019年４月　当社代表取締役副社長 グループDeputy CEO就任 スパークス・アセット・マネジメント株式会社代表取締役副社長就任（現任） スパークス・グリーンエナジー＆テクノロジー株式会社取締役就任（現任） 2021年４月　当社代表取締役副社長 グループCOO就任（現任） 社内取締役候補者とした理由 金融業界における経験を活かし、当社入社後は主として新規事業の立ち上げに携わり、当社グループの成長を牽引してまいりました。当社グループの更なる成長のために、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。	1,431,700株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の普通株式数
3 再任	ふじむら　ただひろ 藤村　忠弘 （1963年12月27日） 当社における 取締役会への出席状況 17回中17回出席 在任4年	1986年４月　日興證券投資信託委託株式会社（現 日興アセットマネジメント株式会社）入社 1999年７月　スパークス投資顧問株式会社（現 スパークス・グループ株式会社）入社 2006年10月　スパークス・アセット・マネジメント株式会社運用調査部シニア・ファンド・マネージャー就任（現任） 2007年４月　同社運用調査部長就任 2010年４月　同社運用調査本部長 兼 株式運用部長就任 2010年６月　同社取締役就任 2013年４月　同社CIO就任（現任） 2015年12月　同社常務執行役員就任 2016年９月　SPARX Asset Management Korea Co., Ltd. Director就任 2017年６月　当社取締役就任 当社グループ執行役員就任 2018年12月　SPARX Asia Investment Advisors Limited Director就任（現任） 2019年４月　当社グループ専務執行役員就任 当社グループCIO就任（現任） 2021年４月　当社代表取締役専務就任（現任） スパークス・アセット・マネジメント株式会社代表取締役専務就任（現任） 社内取締役候補者とした理由 金融業界における知識・経験を活かし、当社入社後は日本株式ファンドのファンドマネージャーとして卓越した運用実績を積み重ね、内外で高く評価されております。当社グループの今後更なる成長と事業展開のために、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。	420,400株

（注）１．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２．取締役候補者阿部修平氏は、当社の大株主であり親会社等に該当します。
３．当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の28頁に記載のとおりです。取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者の選任が承認されますと、引き続き当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以上

（添付書類）

事業報告（2020年４月１日から2021年３月31日まで）

Ⅰ 企業集団の現況に関する事項

１．事業の経過及びその成果

当連結会計年度の日本株式市場は、新型コロナウイルス感染拡大の影響による前期３月の大幅な下落から、新型コロナウイルス感染症の欧米諸国での新規患者数の減少や、治療薬に関する報道、経済活動の早期再開への期待などにより、４月から上昇し始まりました。世界的に新型コロナウイルス感染拡大が続いたものの、経済活動の再開や米国雇用統計の改善を受け、日経平均株価は新型コロナウイルス感染拡大前の水準に回復しました。その後は、欧州諸国を中心に新型コロナウイルス感染再拡大が顕著になるなど一時的に軟調な展開となるものの、日経平均株価は各国の積極的な財政、金融政策、ワクチンの接種開始などを背景に経済活動が正常化するとの期待から大幅に上昇し日経平均株価は1990年8月2日以来の30,000円台を回復しました。年度末にかけて米国の金融緩和策の「出口」への警戒感、なお続く新型コロナウイルスの変異株による感染再拡大などから下落したものの、日経平均株価は前期末に比べ54.2%と大幅に上昇し29,178.80円で取引を終えました。

このような市場環境のもと、当社グループの当連結会計年度末運用資産残高は、１兆5,356億円（注1）と前期末に比して36.7%と大幅に増加しました。

事業の持続的かつ安定的な基盤となる収益力を示す指標である基礎収益（注2）は、残高報酬の増加及び新型コロナウイルスの影響に伴う旅費交通費の減少等により、前期比23.8%増の44億44百万円（前期は35億91百万円）となっており、実質的な収益体質は着実に強化されております。

日本株式を投資対象とする運用戦略は、子会社であるスパークス・アセット・マネジメント株式会社が運用するファンドについて、運用評価機関から継続して高い評価を受けております。また、私どもの投資哲学や運用スタイルへの関心も引き続き高いことから、日本の個人投資家の皆様に「日本株ならスパークス」とのSPARXブランドをさらに幅広く認知いただくよう努めております。

アジア株式を投資対象とする運用戦略は、東京・香港・韓国のファンドマネジャーがアジア企業への調査などを共同で行っており、投資アイディアを共有することを続けた結果、パフォーマンスも上がり運用資産残高の増加につながり始めています。アジア企業の調査を通じ、今まで日本株式運用で培った運用手法を伝承することで「アジア株もスパークス」とのSPARXブランドを構築してまいります。

再生可能エネルギー発電事業のインフラ資産や不動産を投資対象とする実物資産の運用戦略は、全国の発電施設への投資を31件実行しており、再生可能エネルギー投資戦略の運用資産残高は2,409億円の規模となっております。太陽光のみでなく、風力・バイオマス発電所も安定稼動させており、今後も投資対象先を拡大してまいります。また、発電事業等の開発段階から運転開始までのフェーズにおける投資（グリーン・フィールド投資）に加えて、運転開始後のフェーズにおける投資（ブラウン・フィールド投資）にフォーカスした、長期的に安定したキャッシュ・フローを源泉としたファンドも運用しております。ブラウン・フィールドのファンドでは、当社グループで開発した発電設備のみならず外部からの発電設備の取得も行うことができます。今後も引き続き再生可能エネルギーファンドのパイオニアとして皆様のご期待にお応えするべく、魅力的な投資商品の提供を行ってまいります。

次世代の企業の成長に資する投資を長期的な視点から実践し、投資会社として未来を創造する新たな領域を開拓するため設立した未来創生ファンドは、投資が完了した１号ファンドだけでなく２号ファンドにおいてもIPO等のイグジット案件も出てきており、これまでの投資の成果が、具体的に投資家の皆様へのリターンとして実現してきております。また、宇宙企業に投資を行う宇宙フロンティアファンドや、日本における高い技術・技能を維持しモノづくりの力を今後も発展させていくために、優れた技術・人財・サービスを有する国内のモノづくり企業に投資する日本モノづくり未来ファンドを設立しております。これらのファンドについても投資を着実に実行し、投資実績を積み上げ、質の高い投資を通じて、革新的な技術やビジネスモデルで世界をリードする企業を発掘・育成することで未来社会に貢献することを目指してまいります。

上記の結果、当連結会計年度における残高報酬（注3）は前期比2.0%増の109億22百万円となりました。さらに、成功報酬（注4）は、前期比91.6%増の31億66百万円となり、営業収益は前期比14.6%増の142億95百万円となりました。

営業費用及び一般管理費は、前期比0.6%減の79億46百万円となりました。これは主に成功報酬の増加に伴い利益が増加したことで業績賞与が増加したものの、新型コロナウイルスの影響により旅費交通費が減少したこと等により費用が減少したものです。

これらの結果、営業利益は前期比41.7%増の63億49百万円、経常利益は前期比39.9%増の61億89百万円となりました。また、投資有価証券評価損及び減損損失を特別損失に計上し、税金等を計上した結果、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比50.7%増の34億68百万円となりました。

（注１）当連結会計年度末（2021年３月末）運用資産残高は速報値であります。

（注２）基礎収益とは、経常的に発生する残高報酬（手数料控除後）の金額から経常的経費を差し引いた金額であり、当社グループの最も重要な経営指標のひとつであります。

（注３）残高報酬には、日本再生可能エネルギー投資戦略に関連する発電所等の管理報酬を含んでおります。

（注４）成功報酬には、株式運用実績から発生する報酬の他に、不動産購入・売却に対して当社グループがファンドから受ける一時的な報酬や、日本再生可能エネルギー投資戦略に関連する発電所スキームの組成の対価等として受ける一時的な報酬（アクイジションフィー）及び再生可能エネルギーファンドが、投資対象である発電所を売却して譲渡益が発生する場合に受領する報酬を含んでおります。

2．資金調達等についての状況

（1）資金調達の状況

該当事項はありません。

（2）設備投資の状況

該当事項はありません。

（3）事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

（4）他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

（5）吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

（6）他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

3．直前３連結会計年度の財産及び損益の状況

営業収益（単位：百万円）

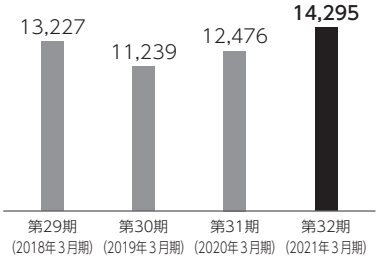

親会社株主に帰属する当期純利益（単位：百万円）

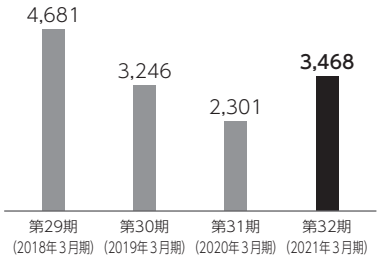

１株当たり当期純利益（単位：円）

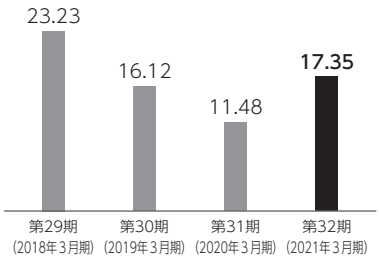

総資産・純資産（単位：百万円）

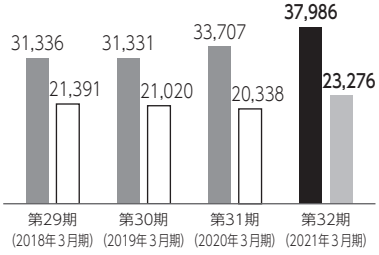

運用資産残高の推移（単位：億円）

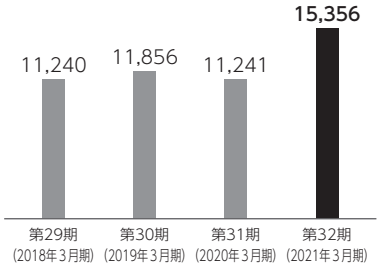

基礎収益（単位：百万円）

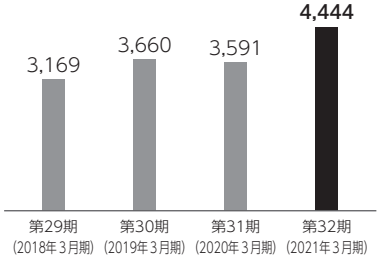

※上記グラフは御参考です。
※基礎収益とは、残高報酬（手数料控除後）の金額から経常的経費を差し引いた金額であり、事業の持続的かつ安定的な基盤となる収益力を示す指標です。

		第29期（2018年３月期）	第30期（2019年３月期）	第31期（2020年３月期）	第32期（当連結会計年度）（2021年３月期）
営業収益	（百万円）	13,227	11,239	12,476	14,295
親会社株主に帰属する当期純利益	（百万円）	4,681	3,246	2,301	3,468
１株当たり当期純利益	（円）	23.23	16.12	11.48	17.35
総資産	（百万円）	31,336	31,331	33,707	37,986
純資産	（百万円）	21,391	21,020	20,338	23,276

（注１）第32期の財産及び損益の状況につきましては、「１．事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

４．対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症が世界経済へ悪影響を及ぼす一方、各国の積極的な財政・金融政策、ワクチンの接種開始などを背景に経済活動が正常化するとの期待から、日経平均株価をはじめ、各国株式市場が概ね堅調に上昇したことに加え、引き続き安定して高い運用実績を維持した結果、当年度のグループ運用資産残高（ＡＵＭ）は前年度末比36.7％増加し、１兆5,356億円（注１）となりました。

これに合わせて、費用面も引き続き適切にコントロールしたことで、事業の持続的かつ安定的な基盤となる収益力を示す指標である基礎収益（注２）は、前年度比23.8％増の44億44百万円（前年度は35億91百万円）となり、安定的に稼ぐ力を着実に強化することができました。

また当年度は、前年度に比して成功報酬がさらに増加したことによって、当社グループ特有の残高報酬と成功報酬によるハイブリッド型収益モデルが有効に機能し、営業利益は前年度比41.7％増の63億49百万円（前年度は44億79百万円）となり、増収増益を達成しました。

来年度についても当社グループの厚い人財力、投資力によって運用パフォーマンスの質を維持し、増収増益を目指すとともに、当社グループのミッションである「世界を豊かに、健康に、そして幸せにする」を実現するため、ＥＳＧ（注３）への取り組みを通じて継続的な企業価値向上を実現すべく、主として以下の課題に取り組んでまいります。

課題の第一として、５年後の2026年3月期までに運用資産残高（ＡＵＭ）3兆円を達成するため、市場に影響されない安定的な投資戦略と収益性の高い投資戦略によるハイブリッドのビジネスモデルを、引き続き強化・拡大してまいります。

成長実現のための４本柱（「日本株式」「ワンアジア株式」「実物資産」「プライベートエクイティ」）という、従来からの高収益な上場株式の投資戦略と安定性の高い実物資産/プライベートエクイティ投資戦略のＡＵＭを、2026年３月末までの５年間で、前年度末残高の倍にあたる３兆円に増加させることを当面の目標としてそれぞれ引き続き強化することに加え、今後も当社グループならではの革新的な投資戦略を継続的に構築し、ビジネスモデルをさらに多様化・安定化することで、持続的な企業価値向上を実現してまいります。

また、日本株式サステナブル投資戦略や再生可能エネルギー投資戦略など、直接的にＥＳＧを投資対象とすることが明確な個別の投資戦略以外の投資戦略も含めたビジネスモデル全体と、当社グループのミッション、ビジョン、パーパスなどと合わせて、当社グループのサステナビリティについての取組みを明確にし、投資対象の多角化によるシナジー効果など、当社の強みについて株式市場と適切に対話することで、株式市場から適切にご評価いただけるようＩＲ活動にも取り組んでまいります。

４本柱についての、当面の主な課題は以下の通りです。

日本株式投資戦略については、例えばこの４月にも、代表的な外部評価機関であるR&I社から、国内中小型株式部門は過去20年、国内株式コア部門は過去10年のトラックレコードでそれぞれ最優秀賞をいただくなど、長期に渡る非常に高いパフォーマンスを背景に、当面1,000億円程度のＡＵＭを目標に再拡大しているロング・ショート戦略や、エンゲージメント戦略など収益性の高いオルタナティブ商品への取組みを強化してまいります。

また、欧州などを中心にＥＳＧ投資への需要がコロナ禍で一層加速する中、今年度ＡＵＭが倍増したサステナブル投資戦略については、特に海外機関投資家から引き続き強いご関心を寄せて頂いております。ただ闇雲に規模を追うのではなく、質の高い運用を継続しつつも、来年度はＡＵＭを更に倍増させてまいります。

ワンアジア株式投資戦略については、日本・韓国・香港の３拠点が一丸となった運用力強化が成果に結びつつあり、良好な運用成績を背景に今年度はＡＵＭを倍増させることが出来ました。中長期的には、本投資戦略を日本株式投資戦略と同規模以上に成長させるべく、時間を掛けて重層的で高品質な運用体制を構築してまいります。

実物資産投資戦略については、太陽光から、バイオマスや地熱など引き続き高い投資リターンが見込まれる発電所へと、開発の重点を移すとともに、グリーン水素（注４）やコーポレートＰＰＡ（注５）など、固定価格買取制度後を見据えた投資戦略の開発を積極的に進めてまいります。

プライベートエクイティ投資戦略については、未来創生２号ファンドからの投資が順調に進んでいることから、今年度は「カーボン・ニュートラル」にも資する会社も投資対象に含めた、新しいファンドのローンチを目指してまいります。また今後、未来創生１号、２号ファンドが投資した企業が、株式市場に上場する等エグジットすることに伴う売却益の一部が、当社グループの成功報酬として計上されてまいりますので、この成功報酬を最大化するためにも引き続き売却活動に注力してまいります。その他、今年度設立した宇宙フロンティアファンドや日本モノづくり未来ファンドについても、投資を着実に実行し、質の高い投資を通じて、革新的な技術やビジネスモデルで世界をリードする企業を発掘・育成し、未来社会に貢献することを目指してまいります。

さらに上記の４本柱に加えて、AIの利用が前提となった新しい時代の成長領域であるエネルギー、医療・介護、金融などと、量子コンピュータなどの新しい道具が結びつく領域へ、保守的な財務運営方針のもと、一定の自己資金やグループ内リソースの範囲で、当社グループＲＯＥの向上に貢献する当社らしい投資をさらに進めてまいります。またこのような成長領域への投資を通じて、新しいビジネスをゼロから生み出す企業文化と起業家精神を活性化し、これまでのファンドビジネスをさらに強化するとともに、企業文化や変わらない投資哲学を次世代に継承しながら、新しい取り組みを自律的に続けることのできる強い組織を創造してまいります。

課題の第二として、今後の成長に向けて、ポスト・コロナ時代に適応した新しいビジネスの進め方、働き方を構築するため、改めて大切にすべき価値観を再定義し浸透を図ってまいります。

昨年春の新型コロナウイルス感染症拡大以前より、ＢＣＰ（事業継続計画）に定める重要業務については、仮にオフィスが使えない状況になった場合でも円滑に業務遂行できる体制を整えておりましたが、今年度はコロナ禍を機に、より広範な業務について、職員の自宅などからリモートで業務が出来るよう社内ＤＸ化を一段と進めました。来年度はこれに加え、職員の健康への一層の配慮や、当社に合った在宅勤務制度を導入するなど、育児・介護、共働き、ハンディキャップなど職員が置かれた様々な状況下でも、当社グループに貢献し続ける意思と能力を持った優秀な職員が働き続けることができる就労環境を、より充実させてまいります。

一方で、職員が様々な状況下で働くことになる場合、これまで当社グループが大切にしてきた“現地現物”やコミュニケーションの重要性といった価値観の継承、経営者との直接対話などボトムアップ・アプローチによる調査活動、投資哲学など当社グループの特徴を丁寧にご説明することを重視した営業活動など、ビジネスの根幹をなす様々な活動において、これまでとは異なる取組みが必要となります。そのためにまず、全職員のベクトルを合わせるため、当社グループは社会に対してどのようなポジティブなインパクトを与えたいのか、何を成し遂げたいのか、そのためにどのような会社でありたいのか。また、変わらない・変わってはいけない普遍的な思想・哲学と、そのもとで時代とともに日々進化し続けていくべき投資の技・型は、具体的にどのようなものであるべきか。当社グループの価値やユニークさを、改めて全役職員が一緒に確認し、考え、言葉にし、時代に即した新たな当社グループの「憲法」とも呼ぶべき企業理念を再定義し、浸透させることから始めてまいります。

当社グループのビジネスは「人が全て」と言っても過言ではありません。当社グループの新しい「憲法」のもと、ジェンダー、国籍、新卒者と中途採用者、シニア・ベテランと若手など、様々な多様性を互いに尊重し、優秀な人財同士が引き続き互いに切磋琢磨し、成長の機会が与えられて自らの成長を実感できる場を提供することで、従業員エンゲージメントを高めてまいります。

課題の第三として、次世代のマネジメントを育成、登用し、合わせてガバナンス体制を高度化してまいります。

当社グループにとって次世代のＣＥＯ選任は、引き続き非常に大きな経営課題であることから、取締役会は、客観性・適時性・透明性ある手続きを確立し、十分な時間と資源をかけて、ＣＥＯの後継者計画の策定・運用を具体化し、後継者候補を育成してまいります。

次世代を担うマネジメントの必要条件としては、当社グループにおいては1989年の創業来、投資先候補企業を一社一社徹底的に調べ、現場に赴いて実際に目で見て判断する“現地現物”による調査活動、いわゆるボトムアップ・アプローチを徹底しておりますが、こうした日々の地道な活動の積み重ねによって、当社グループ役職員が自然と共有している価値観の他、高い知見・見識を備え、人格的にも優れていることです。このような要件を充たした人材に対して、より高い課題を与えて自覚を促していく他、異業種を含め、社外から採用した優秀な人材をある程度の時間を掛けて育成し、これらを競わせ、衆目が認める結果を残した人材を、次世代のＣＥＯとして登用してまいります。

当社は、昨年６月の定時株主総会において、監査等委員会設置会社へガバナンス体制を移行致しました。これは、経営の監督と執行の分離を明確にして取締役会の監督機能を強化するとともに、取締役会から業務執行権限を大幅に委譲することによって業務執行の迅速化を実践する過程で、優れたマネジメント人材を育成することを目的の１つとしております。また、課題の第一でも触れた「新しい時代の成長領域への投資」など、ＣＥＯ自らがリードするプロジェクトに参加すること等によって、ビジネスの進め方について直接ＣＥＯから学ぶ機会を作ってまいります。さらに、これまで社内勉強会「バフェット・クラブ」やＯＪＴなどを通じて、投資の型・技を伝承し、投資家を育成してきたプロセスを、起業家の育成プロセスにも応用することで、次世代のＣＥＯ育成にも役立ててまいります。その他、課題の第二でも触れた、当社グループの新しい「憲法」とも呼ぶべき企業理念を再定義、浸透させていくことで、創業時から大切にしている創業者の想いについても改めて明確化し、次世代のＣＥＯが中心となって運営する組織にも引き継いでまいります。

本年４月には、金融庁よりコーポレート・ガバナンス・コードの改定案が示され、また東京証券取引所の新市場区分におけるプライム市場の上場企業には、より高いガバナンス水準を備え、投資家との建設的な対話を中心に据えて持続的な成長と中長期的な企業価値の向上にコミットすることが求められております。当社グループには、日本初の独立系上場投資会社として、スチュワードシップ・コードとコーポレート・ガバナンス・コードの両方を高いレベルで実践する責務があります。この責務を全うするためにも、当社グループらしい、時代の要請に沿ったガバナンス体制の高度化を模索、実現してまいります。

（注１）当連結会計年度末（2021年３月末）運用資産残高は速報値です。
（注２）「基礎収益」とは事業の持続的かつ安定的な基盤となる収益力を示す経営指標であり、その算定方法は以下のとおりです。
基礎収益＝残高報酬（手数料控除後）－経常的経費

（注３）ＥＳＧとは、環境（Environment）、社会（Social）、ガバナンス（Governance）の頭文字を取ったものであり、企業が中長期的な成長を目指すために、これら３つの視点が重要であるとされています。

（注４）コーポレートＰＰＡ（Corporate Power Purchase Agreement）とは、企業や自治体などの法人（電力需要家）が発電事業者から再生可能エネルギーの電力を、直接、長期（通常10～25年）間、購入する契約のことを指します。一般的には、固定価格買取制度（FIT）やフィード・イン・プレミアム（FIP）のような国による再エネ買取制度との対比で用いられ、公的な再生可能エネルギー支援制度を使わず、民間企業と独自に再生可能エネルギー電力の長期買取契約を結ぶスキームを意味します。

（注５）グリーン水素とは、水を電気分解し、水素と酸素に還元することで生産される水素のことです。この水素を利用し、酸素を大気中に放出することで、環境へ悪影響を与えずに水素を利用することができます。電気分解するためには電気が必要ですが、グリーン水素を作るためのプロセスは、再生可能エネルギーを利用することで二酸化炭素を排出させることなく、水素を製造することができます。

5．企業集団の主要な事業セグメント（2021年３月31日現在）

当社グループは、スパークス・グループ株式会社を持株会社として、日本及び海外子会社で構成される、資産運用業（投資顧問業・投資信託委託業）を中核業務とする企業集団であります。

当社グループが提供する資産運用業は主として、日本の上場株式及び日本を含む世界の国々の非上場株式を投資対象とした調査・運用をスパークス・アセット・マネジメント株式会社、再生可能エネルギー発電事業などを投資対象とした調査・運用をスパークス・アセット・マネジメント株式会社及びスパークス・アセット・トラスト＆マネジメント株式会社、再生可能エネルギー発電所の開発・運営管理をスパークス・グリーンエナジー＆テクノロジー株式会社、不動産を投資対象とした調査・運用をスパークス・アセット・トラスト＆マネジメント株式会社、韓国株式を投資対象とした調査・運用をSPARX Asset Management Korea Co., Ltd.、アジア株式を投資対象とした調査・運用をケイマン諸島籍のSPARX Asia Capital Management Limitedの100％子会社であり、香港を主要拠点とするSPARX Asia Investment Advisors Limitedが行っております。

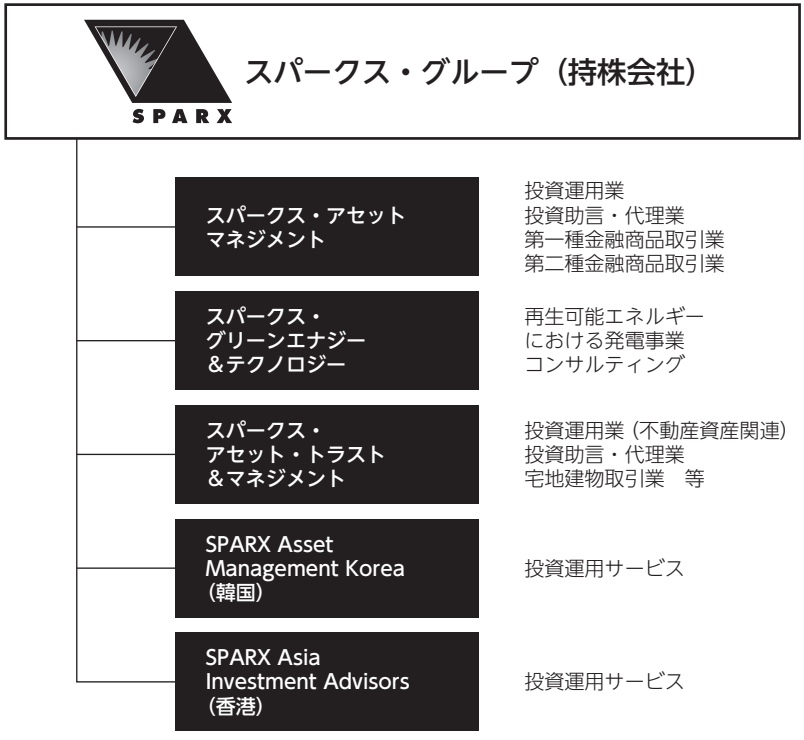

6．企業集団の主要拠点等（2021年３月31日現在）

（1）企業集団の主要な事業所

名称	所在地
当社	東京都港区
SPARX Asset Management Korea Co., Ltd.	韓国ソウル市
スパークス・アセット・マネジメント株式会社	東京都港区
SPARX Asia Investment Advisors Limited	中国・香港特別行政区
スパークス・グリーンエナジー＆テクノロジー株式会社	東京都港区
スパークス・アセット・トラスト＆マネジメント株式会社	東京都港区

（2）使用人の状況（2021年３月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
180名	11名増

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
40名	５名増	47.1歳	9.7年

（注）１．使用人数は派遣社員、契約社員、子会社への出向者を除き、子会社の兼務者を含む就業人員であります。なお、平均勤続年数は、グループ各社における勤続年数を通算しております。
２．前事業年度末比増減には、グループ内異動による増減を含んでおります。

7．重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社の状況

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

名称	主要な事業内容	出資比率（%）
SPARX Asset Management Korea Co., Ltd.	資産運用業	100.0
スパークス・アセット・マネジメント株式会社	資産運用業	100.0
SPARX Asia Investment Advisors Limited	資産運用業	100.0 (100.0)
スパークス・グリーンエナジー&テクノロジー株式会社	再生可能エネルギーにおける発電事業及びそのコンサルティング	100.0
スパークス・アセット・トラスト&マネジメント株式会社	資産運用業	100.0

(注) 1．出資比率の（ ）内の数値は、間接所有の割合で内数であります。
2．特定完全子会社に該当する子会社はありません。

8．主要な借入先及び借入額の状況 (2021年3月31日現在)

借入先	借入残高（百万円）
三井住友信託銀行株式会社	5,000
株式会社みずほ銀行	2,000
株式会社三井住友銀行	2,000

9．剰余金の配当等の決定に関する事項

該当事項はありません。

10．その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

Ⅱ 株式の状況に関する事項（2021年３月31日現在）

１．発行可能株式総数　644,000,000株

２．発行済株式の総数　209,577,400株（自己株式6,737,210株を含む）

（注）上記自己株式には、株式付与ESOP信託口が所有する当社株式3,000,000株を含めておりません。

３．株主数　13,249名

４．大株主（上位10名）

株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
阿部修平	82,638	40.7
株式会社阿部キャピタル	25,600	12.6
清水優	10,180	5.0
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	6,636	3.3
STATE STREET LONDON CARE OF STATE STREET BANK AND TRUST.BOSTON SSBTC A/C UK LONDON BRANCH CLIENTS-UNITED KINGDOM	3,171	1.6
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株式付与ESOP信託口・76095口）	3,000	1.5
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	2,571	1.3
深見正敏	1,431	0.7
株式会社日本カストディ銀行（信託口５）	1,396	0.7
株式会社日本カストディ銀行（信託口６）	1,238	0.6

（注）１．当社は、自己株式6,737,210株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
２．上記持株比率算出上、自己株式6,737,210株は控除しております。

Ⅲ 新株予約権等の状況に関する事項

1．当事業年度末日に当社役員が有する新株予約権等のうち、職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

2．当事業年度中に使用人等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

Ⅳ 会社役員の状況に関する事項

1．取締役の状況 (2021年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
※取締役社長	阿　部　修　平	グループCEO スパークス・アセット・マネジメント株式会社 代表取締役社長 CEO
※取締役副社長	深　見　正　敏	グループDeputy CEO スパークス・アセット・マネジメント株式会社 代表取締役副社長 スパークス・グリーンエナジー＆テクノロジー株式会社 取締役 スパークス・アセット・トラスト＆マネジメント株式会社 取締役会長
取締役	藤　村　忠　弘	グループ専務執行役員 グループCIO スパークス・アセット・マネジメント株式会社 取締役 CIO シニア・ファンド・マネージャー SPARX Asia Investment Advisors Limited Director
取締役 (監査等委員)	木　村　一　義	スパークス・アセット・マネジメント株式会社 監査役 大和ハウス工業株式会社 社外取締役 株式会社ビックカメラ 代表取締役社長 株式会社コジマ 取締役
取締役 (監査等委員)	能　見　公　一	スパークス・アセット・マネジメント株式会社 監査役 株式会社ジェイ・ウィル・コーポレーション 顧問 西本Wismettacホールディングス株式会社 社外取締役
取締役 (監査等委員)	中　川　俊　彦	スパークス・アセット・マネジメント株式会社 監査役 株式会社オフィス中川 代表取締役 あすか少額短期保険株式会社 社外監査役

(注) 1．※は代表取締役であります。
2．当社は、2020年6月9日開催の第31回定時株主総会決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行しております。これに伴い、社外監査役木村一義氏、社外取締役能見公一氏及び中川俊彦氏のそれぞれが監査等委員である取締役に就任しております。
3．2020年6月9日開催の第31回定時株主総会終結の時をもって、梅野晴一郎氏は監査役を辞任しております。
4．監査等委員である取締役 木村一義氏、能見公一氏及び中川俊彦氏は社外取締役であります。なお当社は各氏を、東京証券取引所の定める独立役員に指定しております。
5．取締役副社長　深見正敏氏は、2021年4月1日付けで、代表取締役副社長 グループDeputy CEOから、代表取締役副社長 グループCOOに就任しております。
6．取締役　藤村忠弘氏は、2021年4月1日付けで、取締役 グループ専務執行役員 グループCIOから、代表取締役専務 グループCIOに就任しております。
7．当社は、監査等委員会の職務を内部監査部門が補助し、内部監査部門には常勤の職員（部門長1名、部員1名）を配置し、また監査等委員会の事務局を務めるなど緊密に連携をとることで組織的な監査を実施しているため、常勤の監査等委員を選定しておりません。

2．責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第１項の規定に基づき、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に規定しており、各社外取締役との間で責任限定契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、各社外取締役が、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。

3．役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社および子会社の取締役、監査役等を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があり、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにしております。また、保険料は全額会社が負担しております。

４．取締役及び監査役の報酬等の額

イ．当事業年度に係る報酬等の総額

区　　分	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の額（百万円）			対象となる役員の員数（名）
		固定報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	31 (4)	31 (4)	－ (－)	－ (－)	5 (2)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	18 (18)	18 (18)	－ (－)	－ (－)	3 (3)
監　査　役 （うち社外監査役）	5 (3)	5 (3)	－ (－)	－ (－)	3 (2)
合　　計 （うち社外役員）	54 (25)	54 (25)	－ (－)	－ (－)	11 (7)

（注）１．当社は、2020年６月９日開催の第31回定時株主総会決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行しております。

２．取締役（監査等委員を除く）に対する報酬額は、監査等委員会設置会社移行前の期間に取締役として受けた報酬額を含めております。

３．監査役に対する報酬額は、監査等委員会設置会社移行前の期間に係るものであり、2020年６月９日開催の第31回定時株主総会終結の時をもって退任した社外監査役（1名）を含めております。また取締役（監査等委員）に対する報酬額は、監査等委員会設置会社移行後の期間に係るものであります

４．上記以外に、当事業年度において、社内役員が、役員を兼務する当社子会社から役員として受けた報酬等は284百万円であり、そのうち65百万円は固定報酬、219百万円は業績連動報酬であります。

５．上記以外に、当事業年度において、社外役員が、役員を兼務する当社子会社から役員として受けた報酬等は３百万円であり、その全額は固定報酬であります。

ロ．役員報酬等についての株主総会の決議に関する事項

監査等委員会設置会社移行後の取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2020年６月９日開催の第31回定時株主総会において、年額1,500百万円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）。なお、当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は３名です。

監査等委員会設置会社移行後の監査等委員である取締役の報酬限度額は、2020年６月９日開催の第31回定時株主総会において、年額300百万円以内と決議しております。なお、当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は３名です。

ハ．役員報酬等の内容の決定に関する方針等

・方針の決定方法

取締役会の任意の諮問機関である任意の指名・報酬委員会において議論し、同委員会から答申された結論を尊重して2021年２月19日開催の取締役会において決議しております。なお同指名・報酬委員会は、代表取締役社長を委員長とし、全ての社外取締役（3名）を委員として構成されております。委員である社外取締役は、いずれも企業経営者としての経験および他の上場会社等の社外役員の経験が豊富であること等から、役員報酬に関する深い見識を有しており、建設的な議論が行われております。

・方針の内容の概要

当社は、役員報酬制度をコーポレート・ガバナンスにおける重要事項と位置づけ、当社グループのミッション、ビジョンに共感し、“現地現物“やコミュニケーションの重要性といった価値観を共有し、高い知見・見識を備え、優れた人間性を有する者が、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けて動機付けられるよう、また金銭的なモチベーションだけでなく、仕事のやりがい等の非金銭的なモチベーションも強く感じることのできるよう役員報酬制度を構築し、株主総会において決議された報酬枠の範囲内で報酬等を決定しております。

役員報酬の具体的な内容は、(ⅰ)固定報酬、(ⅱ)短期業績連動報酬（業績賞与）、(ⅲ)中長期業績連動報酬の３つから構成されています。当社グループの主たる事業である投信投資顧問業は、業績が経済情勢や相場環境によって大きな影響を受けることから、固定報酬の比率を相対的に低く抑え、逆に短期及び中長期業績連動報酬の割合を相対的に高くすることでステークホルダーと利害が一致するよう努めております。具体的には、目標が概ね達成された場合にこの比率が３：７程度になるように報酬制度を設計しています。また、トータルとしての報酬水準は、報酬コンサルタントなど外部の第三者から提供を受けた東証一部上場会社の役員報酬に関するデータや日本に所在する運用会社の役員報酬に関するデータなどを参考にして同業他社に比して魅力的で、優秀な人材を惹きつけるに足る市場競争力ある水準となるように留意しております。

(ⅰ)固定報酬

当社は持株会社であり、当社の取締役に主として期待される役割は、専らグループガバナンスの維持・向上を図るものであることから、当社における報酬額は原則として常勤・非常勤の別、役職に応じた固定報酬額のみとしております。

また、グループの事業子会社役員等を兼務し、グループにおける業務執行にも責任を持つ当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）への報酬等は、グループ全体に対する職責等に応じて各人の報酬等の総額を決定した上で、上述した持株会社である当社における固定報酬額を控除し、残額を兼務する事業子会社において固定報酬等として支給しております。なお、当該固定報酬は、12等分した定額を、毎月金銭にて支給しております。

(ⅱ)短期業績連動報酬（業績賞与）

当社グループ業績に関する計数の状況を分析し、更に株主への還元総額や内部留保額、来期以降の経営環境や経営計画・資金計画、業績見通しなど総合的に勘案した上で、前年度賞与支給実績との比較等から、年度グループ利益の一定割合をグループ全役職員の賞与原資として決定します。合わせて、その賞与原資に占める取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する賞与配分割合も決定します。

次に、下記当社グループの重要な経営指標の目標と実績を比較する他、グループ業務執行への貢献度合い、個人目標の達成度合い等、役位別担当業務別に評価ウェイトを変え、各取締役（監査等委員である取締役を除く）の評価を定量及び定性の両面から行います。

・効率性：ROE
・安定性：基礎収益力
・収益性：営業利益
・最も基本的な経営指標：AUM純流入額

最後にこの評価に基づき、各取締役（監査等委員である取締役を除く）の業績賞与額を決定し、各取締役（監査等委員である取締役を除く）が兼務する事業子会社において業績賞与を支給します。なお、当該業績賞与は翌年度初めに金銭で支給しております。

(ⅲ)中長期業績連動報酬

当社グループの中長期的な成長へのコミットメントをより確実なものとするため、中長期目標の達成度合いおよび個人目標の達成度合いに応じて、当社株式を取得することを前提にした、当社株価連動報酬を支給しております。なお当該報酬に関する中長期目標や役位別に異なる株式付与マトリックスについても、取締役会の諮問機関である指名・報酬委員会において議論され、その結論を取締役会にて決議しております。

また当該報酬は、連結会計年度末に報酬算定の前提となる株式数を決定した後、実際の報酬支給時まで3年間の留保期間を設けており、最終的な支給額は3年後の株価によって確定すること、またその時点で株式の取得を前提としていること、更に当該留保期間に、当社グループの各種規則に定める遵守事項および義務に違反する行為を行ったことが判明した場合、取締役を解任された場合や取締役を辞任した場合には支給されないこと等から、株主などステークホルダーとの利害が中長期的に一致した報酬であると考えております。なお、代表取締役社長については、すでに保有株式数が一定以上に達していることから、当該報酬の支給対象に含まれておりません。

・当事業年度に係る取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会は、当事業年度に係る取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬等について、指名・報酬委員会における議論が、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していること、また十分に多角的な検討がなされていること等を確認した上で、指名・報酬委員会の答申を尊重し、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

二. 監査等委員である取締役の報酬等

当社の監査等委員である取締役の報酬等は、株主総会において承認された報酬総額の範囲内において、監査等委員である取締役の協議によって決定しております。

当社は持株会社であり、当社の監査等委員である取締役に主として期待される役割は、専らグループガバナンスの維持・向上を図るものであることから、当社における報酬額は原則として固定報酬額のみとしております。また、グループの事業子会社の監査役を兼務する当社の監査等委員である取締役の報酬等は、持株会社である当社における固定報酬額に加え、兼務する事業子会社における監査役の協議によって決定しております

5．社外役員に関する事項

（1）取締役　木村　一義

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

スパークス・アセット・マネジメント株式会社 監査役
大和ハウス工業株式会社 社外取締役
株式会社ビックカメラ 代表取締役社長
株式会社コジマ 取締役
スパークス・アセット・マネジメント株式会社は当社の子会社であり、当社は同社より一部管理業務を受託し、また一部業務を委託しております。また、当社と同社以外の重要な兼職先との間には、特別な関係はありません。

② 会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者又は業務執行者でない役員との親族関係

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催された取締役会17回全てに出席しております。
監査等委員会設置会社移行前に開催された取締役会（３回）には、監査役として、主に内部統制システムの確立及び取締役会の意思決定の適正性を確保する観点から発言、助言を行っております。
監査等委員会設置会社移行後に開催された取締役会（14回）には、監査等委員である取締役として、金融業界における豊富な経験と見識を活かし、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で、持続的成長を促し中長期的な企業価値向上を図るため、議案・審議等につき適時適切な発言、助言を行っております。また、指名・報酬委員会の委員として、役員（含む、グループ執行役員）報酬制度・評価制度の設計・運用に関する議論に貢献しております。
監査等委員会設置会社移行前に開催された監査役会３回全てに監査役として、また監査等委員会設置会社移行後に開催された監査等委員会14回全てに監査等委員として、それぞれ出席し、主として法令遵守及び内部統制システムの確立の観点から行った監査の結果を報告すると共に、意見を述べております。

（2）取締役　能見　公一

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

スパークス・アセット・マネジメント株式会社 監査役
株式会社ジェイ・ウィル・コーポレーション 顧問
西本Wismettacホールディングス株式会社 社外取締役
スパークス・アセット・マネジメント株式会社は当社の子会社であり、当社は同社より一部管理業務を受託し、また一部業務を委託しております。また、当社と同社以外の重要な兼職先との間には、特別な関係はありません。

② **会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者又は業務執行者でない役員との親族関係**
該当事項はありません。

③ **当事業年度における主な活動状況**
当事業年度に開催された取締役会17回全てに出席し、監査等委員である取締役として、金融業界における豊富な経験と見識を活かし、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で、持続的成長を促し中長期的な企業価値向上を図るため、議案・審議等につき適時適切な発言、助言を行っております。また、指名・報酬委員会の委員として、役員（含む、グループ執行役員）報酬制度・評価制度の設計・運用に関する議論に貢献しております。
監査等委員会設置会社移行後に開催された監査等委員会14回全てに出席し、監査等委員として、主として法令遵守及び内部統制システムの確立の観点から行った監査の結果を報告すると共に、意見を述べております。

(3) 取締役　中川　俊彦

① **他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係**
スパークス・アセット・マネジメント株式会社 監査役
株式会社オフィス中川 代表取締役
あすか少額短期保険株式会社 社外監査役
スパークス・アセット・マネジメント株式会社は当社の子会社であり、当社は同社より一部管理業務を受託し、また一部業務を委託しております。また、当社と同社以外の重要な兼職先との間には、特別な関係はありません。

② **会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者又は業務執行者でない役員との親族関係**
該当事項はありません。

③ **当事業年度における主な活動状況**
当事業年度に開催された取締役会17回全てに出席し、監査等委員である取締役として、金融業界における豊富な経験と見識を活かし、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で、持続的成長を促し中長期的な企業価値向上を図るため、議案・審議等につき適時適切な発言、助言を行っております。また、指名・報酬委員会の委員として、役員（含む、グループ執行役員）報酬制度・評価制度の設計・運用に関する議論に貢献しております。
監査等委員会設置会社移行後に開催された監査等委員会14回全てに出席し、監査等委員として、主として法令遵守及び内部統制システムの確立の観点から行った監査の結果を報告すると共に、意見を述べております。

Ⅴ 会計監査人の状況に関する事項

1．会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

2．当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

（1）当社が支払うべき公認会計士法第２条第１項の業務に係る報酬等の額　　25百万円

（2）当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額　　38百万円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、（1）の金額にはこれらの合計額を記載しております。
２．監査等委員会は、取締役等及び会計監査人から必要な資料を入手し報告を受けるほか、監査時間数や人員体制などの監査計画の内容、監査の実施状況、監査報酬の推移及び当該事業年度の報酬見積もりの内容を確認した結果、会計監査人の報酬等の額について同意しました。
３．当社の重要な子会社のうち、SPARX Asset Management Korea Co., Ltd.及びSPARX Asia Investment Advisors Limitedは、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

3．会計監査人に対して公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務（非監査業務）の対価を支払っているときは、その非監査業務の内容

分別保管に関する内部管理体制検証業務
グローバル投資パフォーマンス基準の検証に係る業務

4．会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員の全員の同意に基づき、会計監査人を解任することができるものとします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

なお、取締役会が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査等委員会に請求し、監査等委員会はその適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

5．会計監査人が現に業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者であるときは、当該処分に係る事項

該当事項はありません。

6．会計監査人が過去２年間に業務の停止の処分を受けた者である場合における当該処分に係る事項のうち、当社が事業報告の内容とすることが適切であるものと判断した事項

該当事項はありません。

7．会計監査人と当社との間で会社法第427条第１項の契約（責任限定契約）を締結しているときは、当該契約の内容の概要

該当事項はありません。

8．会計監査人と当社との間で会社法第430条の２第１項の契約（補償契約）を締結しているときは、当該契約の内容の概要

該当事項はありません。

9．当事業年度中に辞任した会計監査人又は解任された会計監査人に関する事項

該当事項はありません。

Ⅵ 株式会社の支配に関する基本方針に関する事項

該当事項はありません。

連結計算書類
連結貸借対照表

（単位：百万円）

科目	第32期 2021年3月31日現在
資産の部	
流動資産	**23,541**
現金・預金	19,935
前払費用	220
未収入金	1,209
未収還付法人税等	1
未収委託者報酬	1,048
未収投資顧問料	903
預け金	202
その他	20
固定資産	**14,445**
有形固定資産	**878**
建物及び構築物	105
工具、器具及び備品	145
機械装置	456
車両運搬具	0
土地	72
リース資産	97
無形固定資産	**15**
ソフトウエア	15
投資その他の資産	**13,552**
投資有価証券	11,948
長期貸付金	1,010
差入保証金	91
長期前払費用	64
退職給付に係る資産	6
繰延税金資産	432
資産合計	**37,986**

科目	第32期 2021年3月31日現在
負債の部	
流動負債	**11,363**
短期借入金	2,000
1年内返済予定の長期借入金	5,000
未払手数料	307
未払金	1,436
未払法人税等	1,905
預り金	159
株式給付引当金	114
長期インセンティブ引当金	75
その他	366
固定負債	**3,347**
長期借入金	2,000
株式給付引当金	364
長期インセンティブ引当金	145
繰延税金負債	669
その他	168
特別法上の準備金	**0**
金融商品取引責任準備金	0
負債合計	**14,710**
純資産の部	
株主資本	**20,709**
資本金	**8,587**
資本剰余金	**2,555**
利益剰余金	**13,116**
自己株式	**△3,549**
その他の包括利益累計額	**2,566**
その他有価証券評価差額金	**1,516**
為替換算調整勘定	**1,048**
退職給付に係る調整累計額	**1**
非支配株主持分	**0**
純資産合計	**23,276**
負債純資産合計	**37,986**

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（単位：百万円）

科目	第32期 自　2020年4月1日 至　2021年3月31日
営業収益	**14,295**
委託者報酬	5,903
投資顧問料	6,823
その他営業収益	1,568
営業費用及び一般管理費	**7,946**
営業利益	**6,349**
営業外収益	**227**
受取利息	17
受取配当金	4
為替差益	26
投資事業組合運用益	142
雑収入	35
営業外費用	**386**
支払利息	64
支払手数料	21
持分法による投資損失	278
雑損失	21
経常利益	**6,189**
特別損失	**144**
投資有価証券評価損	46
減損損失	97
税金等調整前当期純利益	**6,044**
法人税、住民税及び事業税	2,668
法人税等調整額	△92
当期純利益	**3,468**
非支配株主に帰属する当期純利益	0
親会社株主に帰属する当期純利益	**3,468**

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

第32期（自　2020年４月１日　至　2021年３月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2020年４月１日残高	8,587	2,555	11,448	△3,549	19,041
当連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△1,825		△1,825
親会社株主に帰属する当期純利益			3,468		3,468
連結範囲の変動			25		25
株主資本以外の項目の当連結会計年度中の変動額（純額）					
当連結会計年度中の変動額合計	－	－	1,668	－	1,668
2021年３月31日残高	8,587	2,555	13,116	△3,549	20,709

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
2020年４月１日残高	△207	900	3	696	600	20,338
当連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△1,825
親会社株主に帰属する当期純利益						3,468
連結の範囲の変動						25
株主資本以外の項目の当連結会計年度中の変動額（純額）	1,723	147	△1	1,869	△600	1,269
当連結会計年度中の変動額合計	1,723	147	△1	1,869	△600	2,937
2021年３月31日残高	1,516	1,048	1	2,566	0	23,276

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表

（単位：百万円）

科目	第32期 2021年3月31日現在
資産の部	
流動資産	**8,731**
現金・預金	5,846
未収入金	2,714
前払費用	80
短期貸付金	80
その他	10
固定資産	**20,709**
有形固定資産	**68**
車両運搬具	0
土地	68
無形固定資産	**0**
ソフトウェア	0
投資その他の資産	**20,640**
投資有価証券	11,583
関係会社株式	7,615
その他の関係会社有価証券	351
長期貸付金	1,010
差入保証金	22
その他	56
資産合計	**29,440**

科目	第32期 2021年3月31日現在
負債の部	
流動負債	**9,224**
短期借入金	2,000
1年以内返済予定の長期借入金	5,000
未払金	789
未払法人税等	1,387
その他	46
固定負債	**2,735**
長期借入金	2,000
繰延税金負債	669
その他	66
負債合計	**11,960**
純資産の部	
株主資本	**15,962**
資本金	**8,587**
資本剰余金	**3,288**
資本準備金	130
その他資本剰余金	3,157
利益剰余金	**7,637**
利益準備金	743
その他利益剰余金	6,893
繰越利益剰余金	6,893
自己株式	**△3,549**
評価・換算差額等	**1,517**
その他有価証券評価差額金	**1,517**
純資産合計	**17,480**
負債純資産合計	**29,440**

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

（単位：百万円）

科目	第32期 自　2020年4月1日 至　2021年3月31日
営業収益	**3,272**
関係会社業務受託収入	486
投資事業組合管理収入	2,728
その他業務受託収入	57
営業費用及び一般管理費	**3,396**
営業損失（△）	**△123**
営業外収益	**3,508**
受取利息	6
受取配当金	3,298
為替差益	29
投資事業組合運用益	141
雑収入	32
営業外費用	**96**
支払利息	62
支払手数料	21
雑損失	12
経常利益	**3,288**
特別損失	**527**
投資有価証券評価損	46
関係会社株式評価損	323
貸倒損失	157
税引前当期純利益	**2,761**
法人税、住民税及び事業税	167
法人税等調整額	10
当期純利益	**2,583**

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

第32期（自　2020年4月1日　至　2021年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
2020年4月1日残高	8,587	130	3,157	3,288	561	6,317	6,878	△3,549	15,204
事業年度中の変動額									
剰余金の配当					182	△2,008	△1,825		△1,825
当期純利益						2,583	2,583		2,583
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）									
事業年度中の変動額合計	–	–	–	–	182	575	758	–	758
2021年3月31日残高	8,587	130	3,157	3,288	743	6,893	7,637	△3,549	15,962

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
2020年4月1日残高	△205	△205	14,998
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△1,825
当期純利益			2,583
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	1,723	1,723	1,723
事業年度中の変動額合計	1,723	1,723	2,481
2021年3月31日残高	1,517	1,517	17,480

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年５月７日

スパークス・グループ株式会社
取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　**岩部俊夫**　㊞
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　**市川克也**　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第４４４条第４項の規定に基づき、スパークス・グループ株式会社の２０２０年４月１日から２０２１年３月３１日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、スパークス・グループ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査等委員会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

•不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
•連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
•経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
•経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
•連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
•連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
　監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年５月７日

スパークス・グループ株式会社
取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　岩部俊夫　㊞
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　市川克也　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、スパークス・グループ株式会社の２０２０年４月１日から２０２１年３月３１日までの第３２期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査等委員会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

•不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
•計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
•経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
•経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
•計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2020年４月１日から2021年３月31日までの第32期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました（注１）。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

(1) 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携のうえ、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、代表取締役社長・経営幹部との意見交換を行いました。また、取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類その他業務執行に関する重要な書類等の内容、取締役（及び主要な使用人等）の職務執行の状況、並びに会社の業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

(2) 事業報告に記載されている内部統制システムについて、上記のとおり取締役及び使用人等からその運用及び構築の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。また、内部監査部門からは、その実施した監査の結果に基づき内部統制に関する評価の報告を受けました。さらに、財務報告に係る内部統制について、取締役等及び会計監査人から、両者の協議の状況並びに当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じ説明を求めました。

(3) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。尚、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うと共に、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年５月７日

スパークス・グループ株式会社　監査等委員会

監査等委員　**木 村 一 義**　㊞
監査等委員　**能 見 公 一**　㊞
監査等委員　**中 川 俊 彦**　㊞

（注１）当社は2020年６月９日開催の第31回定時株主総会の決議により、2020年６月９日をもって、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行いたしました。2020年４月１日から当該定時株主総会終結時までの状況につきましては、旧監査役会から引き継いだ内容に基づいております。

（注２）監査等委員木村一義、能見公一及び中川俊彦は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上

メ　モ

メ　　モ

メ　モ

メ　　モ

株主総会会場 ご案内図

東京都品川区北品川四丁目７番36号
東京マリオットホテル　地下1階　「ボールルーム ノース」

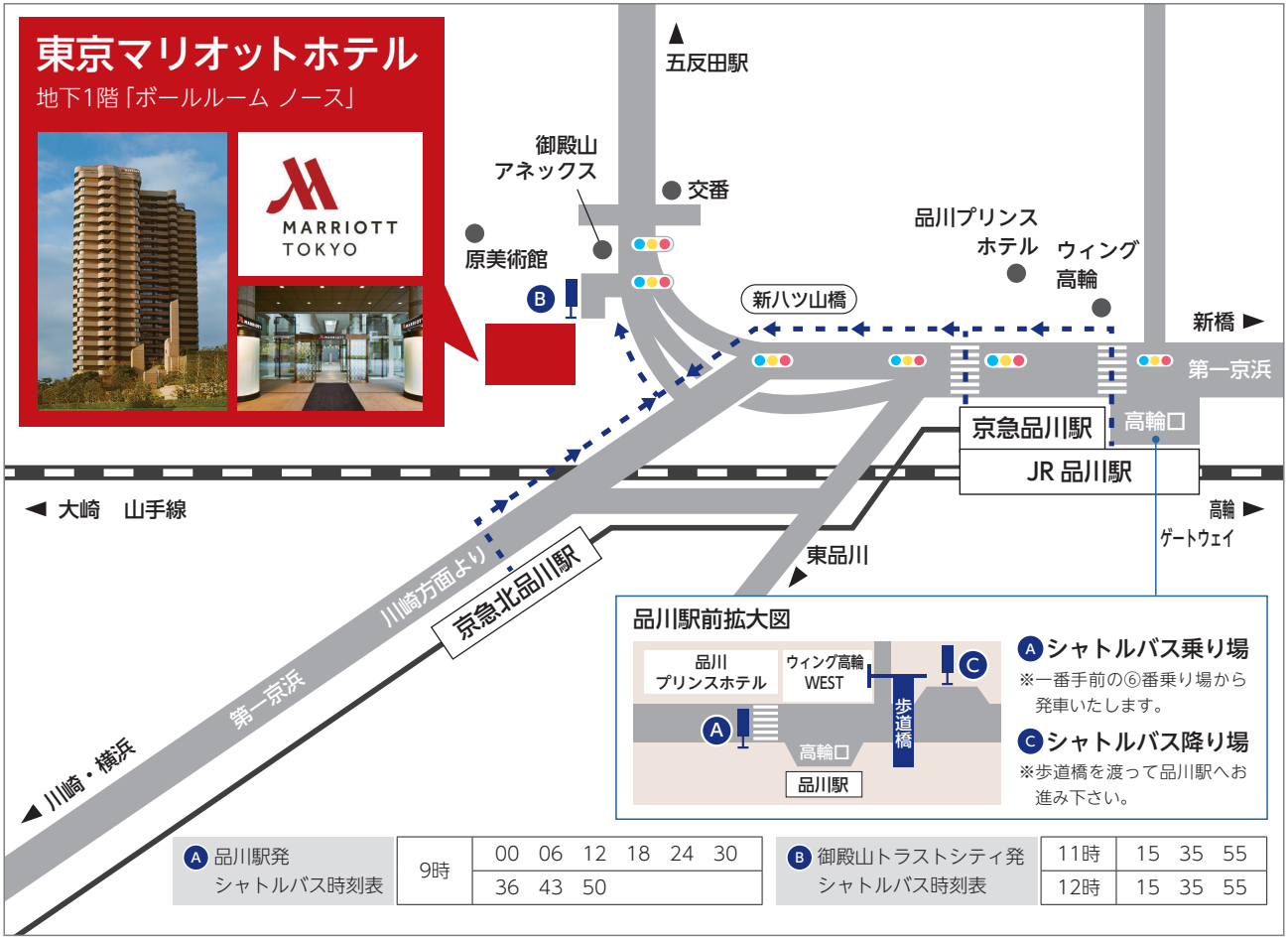

A 品川駅発 シャトルバス時刻表								
	9時	00	06	12	18	24	30	
		36	43	50				

B 御殿山トラストシティ発 シャトルバス時刻表					
	11時	15	35	55	
	12時	15	35	55	

交通

電車

- JR各線 品川駅 高輪口より…徒歩10分
- 京浜急行 北品川駅より ……徒歩3分

バス

- JR品川駅（高輪口）より会場へのシャトルバス（御殿山トラストシティ行き）も運行されております。

・お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



スパークス・グループ株式会社
https://www.sparx.jp

UD FONT
見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

FSC
www.fsc.org
ミックス
責任ある木質資源を
使用した紙
FSC® C013080

VEGETABLE OIL INK